

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に採用され、戸別訪問員として年金保険料の徴収等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、訪問先へ移動中、路上で足がもつれ、転倒し顔面を強打したという（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し「高血圧性眼底、近視性乱視、外傷性視神経症、耳鳴症、感音難聴等」と診断され、同年〇月〇日まで通院による療養を継続した。また、請求人は、同年〇月〇日にはD医院に受診し「前額部打撲傷、前額部皮下血腫」と診断され、通院による療養の結果、同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）となった。なお、請求人は同年〇月〇日から同月〇日までの間は、E病院にて「右耳鳴症、右難聴、耳管機能低下」の診断名にて通院による療養を受けている。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第9級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の実事の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害として検討すべきものは、右耳の難聴及び両眼の視力低下（以下「視力低下」という。）であると認められるところ、請求人は、請求人の視力低下は本件災害により生じたものであり、障害等級に定める視力障害として評価すべきである旨主張している。

(2) 当審査会において、改めて、F医師作成の診断書及び意見書並びにG医師作成の意見書を含む一件記録を精査するも、決定書理由に説示するとおり、眼底検査、視神経検査等によっても、請求人の視神経に異常所見は認められず、請求人の視力低下について医学的な根拠を見出すことはできない。そうすると、当審査会としても、本件災害と請求人の視力低下との間に医学的因果関係を認めることはできず、請求人に生じた視力低下は、障害等級に定める視力障害には該当しないものと思料する。

(3) したがって、当審査会としても、請求人に残存する障害は、右耳の聴力障害「1耳の聴力を全く失ったもの」（障害等級第9級の7）に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるから、請求人に残存する障害の程度は障害等級第9級を超えるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。